

## ○駿河台大学心理カウンセリングセンター料金規程

平成21年 4月 1日制定  
平成26年 3月25日最近改正

(目的)

**第1条** この規程は、駿河台大学心理カウンセリングセンター規程第6条第2項に基づき、心理カウンセリングセンター（以下、「センター」という。）が行う心理相談の料金について定めることを目的とする。

(心理相談料)

**第2条** センターが行う心理相談料は、別表のとおりとする。

(徴収)

**第3条** 心理相談料は、相談の都度徴収するものとする。

2 センターの側の事情以外の理由で、予定の相談を実施しないこととなった場合は、原則として前日までに来所できない旨の連絡がない限り、所定の料金を徴収するものとする。

(不返還)

**第4条** 徴収済みの心理相談料は、原則として返還しない。

### 附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

平成21年12月10日一部改正。ただし、学内関係者に係る料金については、平成21年10月1日から適用する。

平成26年4月1日一部改正。

### 別表

| 相談の種類            | 単 位  | 料 金     |
|------------------|------|---------|
| 初回相談（個人・夫婦・母子並行） | 1回   | 2,100円  |
| 初回相談（集団）＊1人当たり   | 1回   | 1,050円  |
| 継続相談（個人・夫婦・母子並行） | 1回   | 1,050円  |
| 継続相談（集団）＊1人当たり   | 1回   | 530円    |
| 心理検査（質問紙検査）      | 1種類  | 1,050円  |
| 心理検査（投影法検査・知能検査） | 1種類  | 2,100円  |
| コンサルテーション        | 1回   | 5,250円  |
| スーパービジョン         | 1回   | 10,500円 |
| 学内関係者の相談・検査      | 1ケース | 530円    |

＊集団の料金は、3人以上の集団における1人当たりの料金。